

令和2年8月24日
うきは市告示第68号

「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急
支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う観光需要の低迷により甚大な影響を受ける市内の観光関連事業者の支援を速やかに行うため、今日の社会情勢において特に必要とされる「新しい生活様式（働き方）」の形態の一つとして、市外で働いている者が仕事と観光を目的に市内を訪れ、テレワークや地域資源を活用した研修活動等を行うとともに、市内の旅館等に宿泊し、良好な環境の下で休養や余暇活動を行いながら滞在する際の経費の一部に対して、予算の範囲内において交付する「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市外で働いている者 市外に居住し、市外で働いている被雇用者、個人事業主その他働くことにより収入を得ている者をいう。
- （2）テレワーク ICT（情報通信技術）等を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- （3）余暇活動 市外で働いている者が市内を訪れ、自然、歴史、文化、産業、食等の多彩な地域資源を体感する活動をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体等から、同様の事由による補助金等を受ける者を除く。

- （1）仕事と観光を目的に市内を訪れ、市内の旅館等に宿泊する市外に居住し、市外で働いている者
- （2）市外に居住し、市外で働いている被雇用者が仕事と観光を目的に市内を訪れ、市内の旅館等に宿泊する場合における雇用者

（補助対象経費等）

第4条 補助金の補助対象経費、補助率は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象経費 市外で働いている者が仕事と観光を目的に市内を訪れる際の経費のうち、交通費（自動車等利用時の燃料費及び高速道路等使用料、バス、航空、船舶及び鉄道等の公共交通運賃、レンタカー代）及び宿泊費（市内の旅館、ホテル等の施設に宿泊する費用で、6泊を上限とする。）とする。

(2) 補助率 補助対象経費の2分の1とする。

(3) 補助限度額 1回当たりの補助金額は、1補助対象者につき交通費として45,000円及び宿泊費として1泊5,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請書が提出された場合は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染拡大防止に十分留意しながらその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく決定に関し、必要な条件を付することができるものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業実施後2週間以内に、「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援事業補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告後、内容を審査し補助金の額を確定したときは、「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援事業補助金額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援事業補

助金交付請求書（様式第5号）により、市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による交付請求書を受理した場合、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の管理）

第10条 補助事業者は、当該事業に係る実施状況及び補助金の執行を明らかにするための関係書類を5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（1）申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（2）その他市長が不適切と認めたとき。

2 前項の定めにより、補助金の全部又は一部の返還を命じられた補助事業者は、その決定に速やかに従わなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援事業補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援
事業補助金額確定通知書
[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援
事業補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第6号(第11条関係)

「新しい生活様式（働き方）」を用いた観光客誘致による地域産業緊急支援
事業補助金交付決定取消通知書
[別紙参照]